

# 児童家庭課からのお知らせ

児童家庭課 ☎ 973-4983

## 児童扶養手当・特別児童扶養手当の「現況届」について

児童扶養手当・特別児童扶養手当を受けている方は、受給資格確認のため、毎年「現況届」が必要です。この届出がない場合、8月分以降の手当が受けられなくなりますので、必ず届出を行ってください。

また、児童扶養手当の受給者については、「母子・父子家庭等医療費助成」の現況届も同時に行います。

- ・届出は受給者本人となります。
- ・(代理人での受付はできません)
- ・所得制限により手当が支給停止になっている方も「現況届」は必要です。

「現況届」を提出しないで2年を経過すると、時効になり手当を受ける資格がなくなりますので、ご注意ください。



地域	受付期間	受付場所
与那城地域	8月3日(月)	与那城庁舎 2階市民ロビー
勝連地域	8月4日(火)	勝連シビックセンター 中ホール
石川地域	8月5日(水)～6日(木)	石川保健相談センター 2階ホール
具志川地域	8月10日(月)～21日(金) (※土、日を除く)	うるま市役所本庁 1階市民ロビー

※混雑が予想されますので、できるだけ個人宛の通知書で指定された日にお越しください。

※受給者本人及び同居している18歳以上の家族(祖父、祖母、父、母、兄弟姉妹)はすべて所得申告する必要があります。所得申告していない方に対しては現況時に手当の額が決定できず、支給できない場合があります。

## 児童扶養手当を受給中の方へ

児童扶養手当の受給開始から5年等経過した方は、「就業」等の必要条件を満たしていないと手当が2分の1に減額されます。

### 【減額の対象になるのは】

次の①または②のいずれかが早く経過したときの翌月からです。

- ①支給開始月の初日から起算して5年
- ②支給要件に該当するに到った日の属する月の初日から起算して7年

ただし、①②ともに、認定の請求をした日において3歳未満の児童を監護していた場合は、3歳に達した月の翌月の初日から5年を経過したときとなります。

※支給要件に該当するに到った日とは、「離婚日」「夫の死亡日」等のことです。

※新たに監護または養育する児童について増額になった場合は、増額の改定請求をした日の属する月の翌月の初日から起算して5年

### 【減額にならないために、「届出を!」】

次のいずれかに該当する場合は、手続きすることにより減額されません。

- ①就業している場合
- ②求職活動など自立を図るための活動を行っている
- ③身体上や精神上的の障害がある
- ④負傷、疾病などで就業することが困難
- ⑤監護する児童や親族が障害、負傷、

病気、要介護状態などで介護が必要であり就業が困難  
※それぞれ、条件を満たしていることの証明書等が必要になります。

「児童扶養手当の受給から5年を経過する等の要件」に該当する受給資格者の方には、減額のお知らせと減額されない場合の手続きについて順次お知らせします。

## 母子・父子家庭等医療費助成事業

母子・父子家庭の児童と、その母及び父、もしくは養育者世帯の児童に対し、受けた医療費の本人負担金の一部を助成します。

### 【対象者】

うるま市に住所があり、医療保険に加入している者で、次のいずれかに該当する者が対象となります。

- ①母子家庭の母と児童
- ②父子家庭の父と児童
- ③養育者が養育する父母のいない児童

ただし、所得制限や資格要件等があります。

※母子・父子家庭の児童で、乳幼児医療費の助成を受けている方で3歳に達した児童がいる場合は、乳幼児医療費助成から母子・父子家庭等医療費助成に移行する必要がありますので、その手続きをしてください。